

北斗市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 北斗市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金・運行主体の選定等に関する事項

(2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員(以下「委員」という。)の定数は17人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 北斗市長の指名する職員

(2) 渡島支庁長の指名する職員

(3) 北海道運輸局函館運輸支局長の指名する職員

(4) 一般旅客自動車運送事業者

(5) 函館地区バス協会の指名する者

(6) 住民又は利用者の代表

(7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の指名する者

(8) 道路管理者の指名する職員

(9) 函館中央警察署長の指名する職員

(10) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長及び副会長を各1名置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 交通会議は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 交通会議の議決の方法は会議出席委員の過半数で決し、可否同数の場合のときは、会長の決するところによる。

7 交通会議が行う運行主体の選定にあたり評価を実施する際に、当該評価を受ける運行主体に関係する者が交通会議の委員である場合は、当該委員を除いて評価及議決を行わなければならない。

8 交通会議は原則として公開する。また、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要については、総務部企画財政課、総合分庁舎及び支所の各窓口並びに市ホームページにおいて公表する。

9 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。